

令和元年台風15号による停電等に伴う
千葉県国保連合会の対応について（介護保険分）

台風15号に伴う停電等により、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の伝送（インターネット）請求及び電子媒体（CD、FD）による請求が困難な介護保険事業者等につきましては、提出期限を下記のとおり延長いたします。

記

1 介護給付費請求明細書等の提出期限（令和元年9月請求分）

（伝送の場合）

令和元年9月18日（水）23時59分まで

※3連休期間（14日～16日）も終日伝送が可能です。

（電子媒体の場合）

令和元年9月18日（水）必着（持参の場合は同日17時まで）

※18日（水）までに本会に電子媒体が到着しなかった場合、お断りする場合があります。

2 注意事項

停電復旧後は、可能な限り速やかにお送りいただくようお願いいたします。

また、本会では対象事業所の把握を行っておりますので、上記期間内に請求を行う場合は、必ず本会介護保険課介護保険係までお電話をいただき、事業所番号等をお伝えください。（すでにご連絡いただいた事業所は不要です）

なお、3連休期間中に伝送もしくは電子媒体の発送を行った場合は、17日（火）の午前中にご連絡をお願いいたします。

千葉県国民健康保険団体連合会
業務第二部介護保険課介護保険係
TEL 043-254-7409
（受付時間：8：30～17：15）